

# 令和5年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和5年6月16日 金曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企 画 財 政 課 長	佐 々 木 健 太 郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健 康 推 進 課 長	太 川 一 輝
長 寿 支 援 課 長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住 民 福 祉 課 長	小 中 尾 寿 隆
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

## 議事日程

- |      |          |                                     |
|------|----------|-------------------------------------|
| 第 1  | 同意第 3 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 2  | 同意第 4 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 3  | 同意第 5 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 4  | 同意第 6 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 5  | 同意第 7 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 6  | 同意第 8 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 7  | 同意第 9 号  | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 8  | 同意第 10 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 9  | 同意第 11 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 10 | 同意第 12 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 11 | 同意第 13 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 12 | 同意第 14 号 | 川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件            |
| 第 13 | 報告第 5 号  | 令和 4 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書         |
| 第 14 | 報告第 6 号  | 令和 4 年度川棚町一般会計予算の事故繰越し繰越計算書         |
| 第 15 | 報告第 7 号  | 令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書   |
| 第 16 | 報告第 8 号  | 令和 4 年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書           |
| 第 17 | 報告第 9 号  | 令和 4 年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書            |
| 第 18 | 報告第 10 号 | 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件                 |
| 第 19 | 議案第 25 号 | 令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 2 回）           |
| 第 20 | 請願第 1 号  | インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願 |

**議 長** ご起立ください。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

**日程第1から第12 同意第3号から第14**

**議 長** 日程第1、同意第3号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、日程第12、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。

同意第3号から同意第14号までの「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」につきまして、ただいま、一括議題とされましたので、一括して提案理由をご説明いたします。

川棚町農業委員会委員の選任につきましては、農業委員会等に関する法律により、首長が議会の同意を得て任命することとされております。

現在の農業委員会委員の任期が、本年7月19日をもって満了を迎えることから、新たに農業委員会委員を選任する必要性が生じたところであります。

そこで、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たな農業委員会委員について議会の同意を求めるものであります。

その他、詳細につきましては、産業振興課長より説明させますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** おはようございます。それでは、ご説明いたします。

先ほど、町長のほうからも説明がありましたとおり、現在の農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了することから、農業委員会等に関する法律、同法律施行規則、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則に基づき募集を行ってりましたが、川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条に規定する農業委員会委員の定数13人に対し、5月末日までに推薦又は応募のありました12名の方について

同意を求めるものであります。

本日お配りしておりますA3の別紙「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める候補者一覧表」をご覧ください。

それでは、同意を求める候補者について、左端の番号順に地区・氏名・年齢を読み上げます。

1番、野口地区、池野一宏さん、48歳。2番、下組地区、一田茂樹さん、60歳。3番、小串地区、田崎信義さん、59歳。4番、上組地区、田崎稔さん、63歳。5番、新谷地区、寺井理治さん、77歳。6番、五反田地区、永谷満昭さん、67歳。7番、石木地区、松山博さん、69歳。8番、野口地区、水谷博美さん、76歳。9番、中山地区、岩松公弘さん、64歳。10番、白石地区、永石博さん、79歳。11番、木場地区、中野薫さん、74歳。12番、百津地区、福田幸雄さん、77歳。以上であります。

この12人の届出者につきましては、川棚町農業委員会委員候補者評価委員会の評価を受け、同委員会から町長に対し意見書の提出がなされております。

評価委員会では、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第3条に規定する、農業委員に推薦を受ける者及び募集に応募する者の条件として、町内に住所を有する者。町が設置する他の附属機関等の委員でない者。町職員でない者の条件に該当しているか。また、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。同条第5項に規定する農業委員の過半数を認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が占めなければならないこと。同条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこと。同条第7項に規定する委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことなど、法律に規定する要件に抵触していないかについても、評価を行いました。

その結果、川棚町農業委員会委員の選任に関する規則第3条及び農業委員会等に関する法律第8条の規定に抵触しておらず、12人全員が農業委員会

委員として適任であるとの評価がなされております。以上で説明を終わります。

**議** 長 これから、一括して質疑を行います。質疑のある方は、同意第何号と明確にしてから、質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

**議** 長 はい、炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 別に個人的に質疑の問題ではありませんが、この12名の方で、新任の方っていうのが誰々かわかっていると思いますので、参考のためをお願いをしたいと思います。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、炭谷議員のご質問に、新任の方、新たな方という方はどなたかということでしょうけども、本日お配りしている別紙の経歴欄をご覧ください。各行の一番最後のところに農業委員（1期）とか、農業委員（4期）と記入しております。この農業委員の第何期というところがない方が新たな方になりますので、1番の方、2番の方、4番の方、6番の方、7番の方、9番の方が新たな農業委員の方であります。10番の方につきましては、元農業委員という方になっております。以上です。

**議** 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。はい、小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 今の経歴のところですけども、農地利用最適化推進委員の方がおられるみたいですけども、これは重複しての形となるものなのか、それとも推進委員のほうを辞められての農業委員のほうになられるものか、そのほうをちょっとお願いいたします。

**産業振興課長** はい。お答えします。本日ご同意をいただけると、来月の任期満了後に臨時総会を開きます。そのときに農地利用最適化推進委員の方もその臨時総会の折に委嘱をします。現在の推進委員になっておられる方は、今度新たな推進委員にはならないと、農業委員だけの職務ということになります。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。討論の際も、同意第何号と明確にしてから、討論がある方は発言をお願いいたします。まず本案件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の方の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第3号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までの採決を行います。お諮りします。

本件については、12件を一括して採決することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。それでは、この採決は、起立によって行います。本件は、12件を一括して、同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい、全員起立です。したがって、同意第3号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から、同意第14号「川棚町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までは、同意することに決定をいたしました。

(10 : 12)

### 日程第 1 3 報告第 5 号

**議 長** 次に、日程第 1 3、報告第 5 号「令和 4 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第 5 号「令和 4 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」についてご報告をいたします。

令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 0 回）におきまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき、繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費として、承認をいただいたところであります。

この度、令和 4 年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、その内容について、議会に報告するものであります。

その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、私のほうから詳細につきまして、説明いたします。

2 枚目の繰越計算書をご覧ください。

表の左から順に、予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内容について掲げております。金額の欄は予算額で、翌年度繰越額は実際に繰越した額であります。令和 5 年度に繰り越した事業が、1 6 事業ございますので、その内容をご説明いたします。

まず、戸籍住民基本台帳費であります。翌年度繰越額は 4 5 1 万 8 , 0 0 0 円でありまして、マイナンバー制度導入に伴う戸籍情報システム改修費を繰り越したものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費 4 , 0 0 0 万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を繰り越したものであります。

次の農業経営体経営持続支援事業費 3 7 5 万円につきましては、川棚町肥料価格高騰対策緊急補填事業費補助金に要する経費を繰り越したものであり



ます。

次の農道新設改良事業費 2, 550 万円につきましては、県営事業の基幹農道整備事業の繰越に伴い、本町の負担金を繰り越したものであります。

次の道水路維持補修費 3, 055 万 3, 000 円につきましては、基幹農道流末水路整備事業に要する経費を繰り越したものであります。

次の林道維持補修費 300 万円につきましては、林道木場線路肩改修工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の観光費 1, 849 万 3, 000 円につきましては、大崎地区自然災害防止工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の地方創生道整備推進交付金事業費 5, 000 万円につきましては、新谷三反間線道路改修工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の交通安全対策補助（通学路緊急対策）事業費 7, 440 万 4, 000 円につきましては、町道上組西部線歩道設置工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の川棚小学校保健特別対策事業費から、川棚中学校保健特別対策事業費につきましては、小中学校のコロナ感染対策を強化するための保健衛生用品等の購入に要する経費を繰り越したものであります。

次の柔剣道場管理費 811 万 6, 000 円につきましては、柔剣道場トイレ改修工事に要する経費を繰り越したものであります。

次の災害復旧費（農地農業施設）700 万円につきましては、令和 4 年台風 14 号の被害による農地農業施設災害復旧工事 3 か所に要する経費を繰り越したものであります。

次の災害復旧費（公共土木施設）200 万円につきましては、令和 3 年 8 月豪雨による被災箇所の復旧工事に要する経費を繰り越したものであります。

以上、16 事業ありまして、5 月臨時議会においてご承認いただきました令和 4 年度川棚町一般会計補正予算（第 10 回）の第 2 表繰越明許費において掲げた金額と同額の総額 2 億 7, 192 万 5, 000 円を令和 5 年度に繰り越したものであります。以上で、説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。質疑はありますか。

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10 : 18)

#### 日程第14 報告第6号

**議 長** 次に、日程第14、報告第6号「令和4年度川棚町一般会計予算の事故繰越し繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第6号「令和4年度川棚町一般会計予算の事故繰越し繰越計算書」についてご報告をいたします。

令和4年度の執行事業でありました2事業につきまして、避けがたい事由のため、年度内の事業完了ができなかったことから、やむを得ず地方自治法第220条第3項の規定に基づき事故繰越しとし、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり事故繰越し繰越計算書を調整しましたので、その内容について、議会に報告するものであります。

その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、私のほうから内容についてご説明いたします。2枚目の事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

表の左から順に、予算の款、項、事業名、支出負担行為額とその内訳、支出負担行為予定額、翌年度繰越額とその内訳について掲げております。

まず、社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）につきましては、繰越額を4,881万円としております。これは、工事着手後における建設機械の手配調整に不測の日数を要し、繰り越したものであります。

次の災害復旧費（公共土木施設）につきましては、繰越額を1,800万円としております。これは、工事着手後における仮設道路の築造に不測の日数を要し、繰り越したものであります。以上で、説明を終わります。

**議**            **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「な し」の声あり

質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

( 1 0 : 2 1 )

### 日程第 1 5 報告第 7 号

**議**            **長** 次に、日程第 1 5、報告第 7 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 報告第 7 号「令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書」について、ご報告いたします。令和 4 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 3 回）におきまして、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定に基づき、繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費として、ご承認をいただいたところであります。

この度、令和 4 年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、その内容について、議会に報告するものであります。

その他、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは、内容についてご説明いたします。

2 枚目の繰越計算書をご覧ください。表の左から順に、繰り越した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳について記載しております。金額の欄は予算額、翌年度繰越額は実際に繰り越した額であります。

令和 5 年度に繰り越した事業は、1 款 1 項観光施設事業費、大崎温泉改良費の 1 事業で、翌年度繰越額は 1 5 8 万 4, 0 0 0 円であります。

しおさいの湯電動五方ボールバルブ取替工事の作業中において、浴槽からの戻り水を調整するためのバルブに異常が確認されたことから、追加工事を

依頼したことにより本工事を繰り越したもので、追加依頼したバルブの入荷及び施設休館日での取替作業となるため、年度内の完了が困難となったことが主な理由であります。以上で、説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10 : 24)

## 日程第16 報告第8号

**議 長** 次に、日程第16、報告第8号「令和4年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第8号「令和4年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」についてご報告をいたします。令和4年度川棚町下水道事業会計予算の繰越につきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして繰越計算書が作成され、川棚町下水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その内容について、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

**議 長** 水道課長。

**水 道 課 長** それでは、内容について、ご説明させていただきます。

2枚目の令和4年度川棚町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

まず、表の名称としまして、上段に「地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額」、下段に「地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額」としております。

地方公営企業法第26条に予算の繰越についての条文があり、第1項では、通常の繰り越し、第2項ではただし書きにより、事故による繰り越しについて定められているところであります。

今回の繰越につきましては、第1項の規定及び第2項のただし書きの規定に基づき行うものであります。

まず、第1項の規定では、1款資本的支出、1項建設改良費に関するものを記載しております。

まず、小串郷外マンホール蓋交換工事で、予算計上額609万4,000円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は609万4,000円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金304万6,700円、企業債86万1,000円、損益勘定留保資金218万6,300円であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、当初職員により施工箇所を選定しておりましたが、令和4年度に実施したストックマネジメント計画によりまして、施工箇所の追加が必要となり、設計の変更等に日数を要したため、繰り越しとなったものです。

次に、惣津地区污水枝線（その9）開削工事で、予算計上額1,391万5,000円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は1,391万5,000円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金547万8,000円、企業債773万円、損益勘定留保資金70万7,000円あります。

繰り越しとなりました原因につきましては、先行事業であります惣津地区污水枝線（その8）開削工事において、施工業者従業員の新型コロナウイルス感染が頻発し、また、軟弱地盤及び多量の湧水等の対策により、工事に遅延が生じたため、当該工事について年度内完成が見込めないことから、繰り越しとなったものでございます。

次に、惣津地区污水枝線（その8、9）開削工事に伴う水道管移設工事で、予算計上額535万1,000円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は535万1,000円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金152万3,350円、企業債247万9,000円、損益勘定留保資金134万8,650円あります。

繰り越しとなりました原因につきましては、先ほどご説明しました、惣津地区汚水枝線（その８）開削工事に遅延が生じたことで、水道管移設工事を繰り越しており、そのため当該補償金も繰り越すこととなったものです。

次に、第２項ただし書きの規定による事故繰り越しです。

１款下水道事業費用、１項営業費用に関するものを記載しております。

工事名は、東小串第４マンホールポンプ緊急修繕工事で、予算計上額５０万６，０００円に対しまして、支払義務発生額が０円、翌年度繰越額は５０万６，０００円であります。

また、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金０円、損益勘定留保資金５０万６，０００円であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、令和５年２月の施設巡回点検で配管溶接部のクラック発生による水漏れが発覚し、放置すると送水が不可能となる可能性があるため、早急に修繕する必要性があり、部品の調達から施工まで年度内完成は見込めないことから、繰り越すこととなったものです。

次に、川棚浄化センターＮｏ．１脱水汚泥機外整備工事で、予算計上額２，２１３万２，０００円に対しまして、支払義務発生額が０円、翌年度繰越額は２，２１３万２，０００円で、繰り越しに係る財源内訳は、国庫補助金０円、損益勘定留保資金２，２１３万２，０００円であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、当該工事は当初、機器の故障による修繕を行うことで発注をしておりましたが、施工中に想定していなかった電気関係の故障が発覚し、機器と併せて修繕を行う必要性があり、電気関係の部品の調達、プログラムの改修等に相当の日数を要したことにより繰り越しとなったものです。以上で、説明を終わります。

**議** 長 これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

( 1 0 : 3 2 )

## 日程第 17 報告第 9 号

次に、日程第 17、報告第 9 号「令和 4 年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長

町長 報告第 9 号「令和 4 年度川棚町水道事業会計予算の繰越計算書」についてご報告をいたします。令和 4 年度川棚町水道事業会計予算の繰越につきまして、地方公営企業法第 26 条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして繰越計算書が作成され、川棚町水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、その内容について、議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 水道課長。

水道課長 それでは、内容について、ご説明いたします。

2 枚目の令和 4 年度川棚町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

下水道と同じになりますが、まず、表の名称としまして上段に「地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額」、下段に「地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書きの規定による事故繰越額」としております。

今回の繰越につきましては、第 1 項、第 2 項で一つの事業となりますが、予算の編成上、第 1 項と第 2 項にそれぞれ計上しているものです。

まず、第 1 項の規定では、4 款資本的支出、1 項建設改良費に関するものを記載しております。

工事名は、惣津地区污水枝線（その 8、9）開削工事に伴う水道管移設工事で、予算計上額 200 万円に対しまして、支払義務発生額が 0 円、翌年度繰越額は 50 万 4,611 円であります。

また、繰り越しに係る財源内訳は、給水収益 0 円、工事負担金 30 万 4,738 円、損益勘定留保資金 19 万 9,873 円で、不用額が 149 万 5,389 円であります。

繰り越しとなりました原因につきましては、先ほど下水道工事に係る予算繰越計算書でご説明しましたとおり、惣津地区污水枝線開削工事の遅延に伴

い、当該工事についても繰り越しとなったものです。

次に、第2項ただし書きの規定でございます。2款水道事業費用、1項営業費用に関するものを記載しております。

工事名は、惣津地区汚水枝線（その8、9）開削工事に伴う水道管移設工事で、予算計上額926万円に対しまして、支払義務発生額が0円、翌年度繰越額は835万5,889円であります。

また、繰り越しに係る財源内訳は、給水収益330万9,723円、工事負担金504万6,166円、損益勘定留保資金0円であり、不用額が90万4,111円になります。

繰り越しとなりました原因につきましては、先に申し上げたとおりでございます。以上で、説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。小谷議員。

**13番小谷** ちょっと1点だけお聞きします。上の段で不用額が149万と  
いうことで、150万ほどですけれども。不用額はどのようなものなんでしょうか。説明をお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水道課長** ご説明します。当初予算につきましては、200万円、これはこの工事ということで上げているわけではなくて、大枠で上げている感じになりまして、実際、設計契約した金額が50万4,611円必要であったということで、不用額がその残の149万5,389円出てきたという形になっております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:37)

日程第18 報告第10号



次に、日程第18、報告第10号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町長 報告第10号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」について、ご報告をいたします。

川棚町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、水道料金の債権の放棄を、令和5年3月31日付けで行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回、放棄を行った債権は、令和4年度に不納欠損処分を行った水道料金であります。

なお、詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 水道課長。

水道課長 それでは、内容について、説明いたします。

中ほどの表をご覧ください。調定年度につきましては、当該債権の調定年度を記載しております。債権の名称につきましては、いずれも水道料金であります。件数につきましては、月々の水道料金の件数であり、平成27年度13件、28年度18件、29年度19件、合計が50件であります。金額は、当該債権の調定年度ごとの合計金額を記載しております。放棄の事由につきましては、時効期間満了によるもので、同条例第15条第1項第1号を適用しております。備考欄につきましては、当該債務者数を記載しております。

なお、当該債権95万170円につきましては、川棚町債権管理条例の規定に基づき、債権放棄を行った後、不納欠損処理を行っております。以上で、説明を終わります。

議長 これから、質疑を行います。堀池議員。

9番 堀池 備考のほうで、該当債務者は4人となっています。この消滅時効、これ時効期間の満了とあるんですけども、おそらく時効期間の満了だったら、この年度に3か年の分をすることはないんじゃないかなと思うんですけども、消滅時効、どういう時効でされるのか、確認をしたいなと思います。

議長 水道課長。

水道課長 はい。消滅時効につきましては、水道につきましては、民法の適用となります。民法につきましては、消滅時効は通常は2年となっておりますが、これにつきましては、そのまま不納欠損ということにはなりませんので、そのため、債権管理条例を平成28年だったですかね、につくりまして、それに基づいて時効の援用をせずに、時効を不納欠損できるようにしております。

結局、この4名ですが、最終納付年度からの時効、民法上の時効の2年と、そのあと3年経過後、いわゆる公債権につきましては、時効が5年となっておりますので、同じ徴収する下水道につきましては、5年が時効ということになっております。水道の債権放棄につきましても、これに合わせるということで、民法上の2年とプラス3年をしてから、不納欠損を行うということですので、最終年度から五年経過後に不納欠損という形を取らせていただいております。以上です。

議 長 田口議員。

10番田口 件数が、月々の水道料金ということでありましたが、例えば、この27年度を見ますと、41万円を13件で割ると3万余りになりますし、該当債務者が4人だとすると、それにしても、一か月に8,000円の水道料金になるように思われるんですけども、個人じゃなくて、なんか大口の債務者ということなのではないでしょうか。大体、全般的に見て金額が大きいように思われますが、どうですか。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。お答えします。今、おっしゃったようにこの4人につきましては、1件は法人になります。全体の95万のうち、92万9,960円は、1つの法人ということになっております。残りが個人の方3名ということになっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。辻議員。

6番辻 取り立ての方法というのは、どういうふうにしてらっしゃるのでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。お答えします。通常、未納になった時点で、納期限の20日経過後に督促状を発布します。その後、督促状で納付がない場合は、当

然催告を發布し、その後納付がない場合は給水停止という形を取っております。当然、その間に今回不納欠損となりました方々につきましては、法人につきましては、倒産ということで徴収する見込みがないということになっております。残りの個人につきましても、2名は所在が不明になられた方です。もう1名は、施設のほうに入所された方で、親族が、言ってしまうと面倒を見ないということで、徴収が不可能になりまして、今回の不納欠損ということになっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:45)

#### 日程第19 議案第25号

次に、日程第19、議案第25号「令和5年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第25号「令和5年度川棚町一般会計補正予算(第2回)」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,491万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億5,300万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、電力、ガス、食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を支援する低所得世帯重点支援交付金費の追加、川棚中学校部活動の地域移行に向けた検討委員会の開催及び一部運動部活動の地域移行を検証するための地域スポーツクラブ体制整備事業費の追加が主なものであり、そのほか、当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について、計上したものであります。

す。

また、歳入においては、歳出の補助事業等の増額に伴う国・県支出金の増額が主なものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 私のほうから補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明しますので、12・13ページをお願いします。

1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、議員共済給付負担金について、当初予算計上時は13人分で計上していたところ、令和5年4月1日現在の議員数が12名となったことにより、4節共済費を減額するものであります。14・15ページをお願いします。

2款総務費であります。1項5目会計管理費につきましては、職員の休暇に伴う、会計年度任用職員を新たに雇用するための費用として、1節、3節、4節をそれぞれ増額するものであります。

7目企画費につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業に、岩立自治会からの要望がありました机、いす等の備品購入を申請したところ、助成の決定をいただきましたので、その決定額と同額を岩立自治会への補助金として18節に170万円を計上するものであります。

また、まちづくり事業補助金に関して、当初4件分の予算を計上しておりましたが、現在、予算を超える5件の補助金の希望がっておりますため、18節に20万円を増額するものであります。

11目諸費につきましては、活きいきタクシー助成事業費の利用申請に当たり、今年度からLINE申請の取り扱いを開始したく、タクシー券の郵送料及びLINE申請機能に追加するためのライセンスの追加に要する費用として、11節役務費と13節使用料をそれぞれ増額するものであります。

2項2目賦課徴収費につきましては、地方たばこ税、入湯税等の申告4税目の電子申告が令和5年10月から開始されることに伴い、電子申告システムを改修する必要性が生じたため、改修委託のための経費として12節委託料を増額するものであります。16・17ページをお願いします。

3款民生費を説明いたします。1項1目社会福祉総務費につきましては、

長崎県による新たな子ども医療費助成制度として、高校生を対象に、自己負担額を1日800円、1月1,600円を上限とし、差額は県の助成制度として支援することが示され、当該制度に対応するためのシステム改修費として12節委託料を52万8,000円、当該事務に対応するための職員時間外手当として3節職員手当を31万3,000円、それぞれ増額するものがあります。

なお、本事業につきまして、県からの子ども医療費助成事業として、高校生の医療給付費及び事務費相当が補助率10/10で支援されるため、歳入のとして1目社会福祉総務費及び2目障害者福祉費にそれぞれ県支出金388万1,000円と、36万6,000円をそれぞれ充当しております。

6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力、ガス、食料品等の物価高騰の影響を受けた住民税均等割が非課税の低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円を支給するための経費として、当該事務に対応するための職員時間外手当として3節を16万円、窓あき封筒などの消耗品費として10節を6万5,000円、郵送料等として11節を48万1,000円、給付事業に対応するためのシステム改修費として12節を124万8,000円、低所得世帯1,700世帯分及び家計急変世帯5世帯分の給付金原資として18節を5,115万円、それぞれ増額するものであります。18・19ページをお願いします。

4款衛生費であります。1項4目環境衛生費につきましては、町内一斉清掃時に使用する除草剤の物価高騰を支援するため、川棚町地区衛生組織連合会運営費補助金として30万円を増額するものであります。20・21ページをお願いします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費の説明欄の番号2、農業経営対策事業推進費につきましては、県補助事業であります「元気ある担い手アクション支援事業費補助金」の割当内示額の確定に伴い、18節補助金を9万4,000円減額するものであります。

また、番号3の経営所得安定対策等推進事業費につきましては、川棚町地域農業再生協議会事業費補助金について、対象経費の増加に伴い、18節を6万円増額するものであります。

2項1目林業総務費につきましては、公益社団法人長崎県林業公社に対する貸付金につきまして、4,000円の増額が生じたことから、20節を増額しております。22・23ページをお願いします。

7款商工費について説明いたします。1項3目観光費につきましては、令和5年度当初予算に計上しておりました、地域住民、大学、行政等の多様な関係者が協力し、観光まちづくりに取り組む「みんなで磨く！観光まちづくり事業費」につきまして、当初は大崎スローライフプロジェクトが事業主体となり、本町や川棚町観光協会などが支援する形としておりましたが、観光協会の支援が困難となったため、本町が事業主体となり、大崎スローライフプロジェクトへ実施を委託する形に見直したことに伴い、18節を150万円全額減額し、12節委託料として200万円を計上するものであります。24・25ページをお願いします。

10款教育費について説明いたします。1項2目事務局費につきましては、国が推進する部活動の地域スポーツクラブへの移行に向けた検討協議会の開催及びソフトボール、サッカーなど4種目の地域移行を実証するための経費をそれぞれ計上しております。検討協議会の委員謝金として7節を29万2,000円、チラシ等の印刷製本に要する費用として10節を13万7,000円、地域移行を実証するための委託料として12節を60万円、それぞれ増額しております。

なお、検討協議会の実施については、県の地域スポーツクラブ活動体制整備事業費補助金を活用し、実証の実施については、国の地域スポーツクラブ体制整備事業を活用することとしており、それぞれ特定財源として計上しております。

5項3目柔剣道場管理費につきましては、令和4年度川棚町一般会計補正予算（第9回）においてご承認いただきました、柔剣道場トイレの改修事業につきまして、アスベスト調査に要する経費として、2か所分の委託料を増額するものであります。26・27ページをお願いします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより1,422万9,000円を減額するものであります。歳出は以上であります。

続きまして、歳入をご説明しますので、6・7ページをお願いします。

14款国庫支出金であります。2項5目総務費国庫補助金から3項3目教育費委託金につきましては、歳出で説明しました各種事業の補正に合わせて増額するものであります。8・9ページをお願いします。

15款県支出金であります。2項2目民生費県補助金から、6目教育費県補助金につきましては、歳出事業の増減に合わせて増減するものであります。10・11ページをお願いします。

20款諸収入であります。4項5目雑入に関しては、歳出事業の補正に合わせて増額するものであります。歳入は以上であります。

28ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上で、令和5年度一般会計補正予算（第2回）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。堀池議員。

**9 番 堀 池** 歳出の17ページ。低所得世帯重点支援交付金事業、これが5,310万4,000円なんですけれども、確かこれが国のほうが、10分の10負担だったんじゃないかなと、そうすると、その歳入のほう、歳入7ページになりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が3,800万ぐらいしか入ってこない。この分は、26ページの予備費、ここで一応出しておくのですよと、ただ、申請によるものですから、実質かかった分、これをあとで国から出してもらうんですという形の理解でよろしいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。堀池議員のご質問にお答えします。ご承知のとおり、今回の事業費としましては、歳出5,300万、歳入に対して3,800万、一財が1,400万という内訳になっております。ご指摘がありましたとおり、一財として今回措置しております1,400万につきましては、後日、国に精算する形で交付金が入る見込みとなっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**3 番 山 口** 支出の25ページ、地域スポーツクラブ体制整備事業費について、お尋ねしたいのですが。これは、恐らく教員の働き方改革の中で、昨年の12月に文科省からガイドラインが出て、そして今年の3月に県教委のほ

うから、地域スポーツ移行のいわゆるガイドラインが出されたと思っております。それに基づいて、実施されるものかどうかということが1点。

それから、この地域スポーツクラブのあり方について、委託料があるわけですが、どうしても、どういったところにどういった内容の委託をされるのか、その結果によって、県教委の方針でいけば今年度から令和7年度までが、その推進年間3年間にはなっていると思うんですけども、それまでに本町のいわゆる中学校の部活動、これを地域スポーツのほうに全部移行してしまうのか、その方針等についてお尋ねしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい、山口議員のご質問にお答えします。まず、県教委の方針に沿って行っていくのかというご質問でございますが、県が示された方針に沿って行っていく予定でございます。

まず、休日の部活動に関しまして、令和5年度から令和7年度にかけて、段階的に移行を行っていくというところで、本町も計画をしております。

ただ、平日の部活動に関しましては、令和8年度以降に示されるという予定でございましたので、まずは休日の部活動に限って移行していく計画、予定でございます。

そして、この実証事業についてでございますが、どういったところをお願いするのかと、どういった内容でお願いするのかといったご質問でございますが、まずは川棚中学校を拠点校としまして、移行する競技を陸上競技とフィールド競技の4競技をまず絞りまして、それで地域総合スポーツクラブを受け皿として移行するケースを想定しまして、実証事業を行っていきたいというふうに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。辻議員。

**6 番 辻** 17ページの低所得者重点支援交付金なんですけれども、これは、低所得者の電力、ガス、食料品等の給付金だとお聞きしてはありますが、これ、非課税の世帯だけですよね。3万円掛けの大体1,700世帯ということで計算されていると聞いたんですけども、この3万円という根拠を教えてくださいたいというのが一つ。

それから、非課税世帯だけではなくて、子育て世帯への補助は考えてらっしゃらないのかなと思っているんですけども、お願いします。



**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** はい。それでは、17ページの低所得世帯重点支援交付金の部分のご質問でございます。

まず、1世帯当たり3万円の根拠につきましては、国のほうから交付金の交付ということでの、示された金額ということで、これは全国各自治体で決めていくというような金額ですけれども、目安として示された金額が3万円でございます。今回の支給対象者につきましては、住民税非課税世帯、これが先ほど企画財政課長がご説明しましたとおり、これが大体1,700世帯ほどと、それと家計急変世帯ということで5世帯ということで説明をしたかと思っておりますけれども、これは今年度、課税世帯となっております方で、今回の電力、ガス、食料品等の物価高騰の影響を受けて、非課税世帯ぐらゐの収入に減少したという方に対するの交付ということで、これは大体5世帯ぐらゐということの予算立てをしているところでございます。よって、子育て世代に対する交付というのは、今回の予算のほうに計上はしておりません。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。小田議員。

**1 1 番 小 田** 23ページになります。「みんなで磨く！観光まちづくり事業費」の中で、観光協会が参加をしないというふうなことで説明を受けましたけれども、どういうふうな理由で観光協会が手を引かれたというか、抜け出されたのかということと、あと、その町が関与して、大崎スローライフ協議会ですか、そのところが受け持つようなことで、ちょっと説明を受けたんですけれども、そこら辺のところをもうちょっと具体的に説明いただければと思います。よろしくお願いします。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。ただいまの質問について、お答えします。

観光協会の支援が困難になった理由と、まず、そちらのほうについてお答えしますけれども、当初、予算を編成するときには、担当者レベルの協議で行っておりまして、事業実施主体への支援が可能と、担当者レベルでは判断しておったところなんですけれども、事業実施に向けて、観光協会長も含めて協議を行った中で、観光協会とすれば、事業主体への支援が困難というふうなことでありましたので、それが主な理由となっております。

また、今回観光協会も含めて、その事業主体として事業を実施するという

ことになっておりましたけれども、観光協会のほうが困難ということになりましたので、直接、大崎スローライフプロジェクトのほうに委託を行うという形で、町主体となって事業を実施するということになっております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

1 3 番 小 谷 関連になりますけれども。

観光協会がもう完全にそれから抜けるというような形になったというような、今の説明で聞いたら聞こえたんですけども。

要は大崎のあそこの海水浴場を使ってやられてますけれども、あれに関して、あれが今ですけど、ほかにもいろいろこれから計画があらわれるのかもしれませんが、その事業に関して観光協会はもう一切関わらないというような形になったということなんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。先ほどのご質問にお答えします。

今回、この「みんなで磨く！観光まちづくり事業」、大崎地区の魅力度アップ事業という形で、今回事業実施を計画しておりまして、この事業に対しまして、観光協会がちょっと支援ができないと、この1事業のみに対してですね、ということであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第25号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行います。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

「異議なし」声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:10)

## 日程第20 請願第1号

議 長 次に、日程第20、請願第1号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」を議題といたします。

これより、紹介議員の説明を求めます。紹介議員、炭谷議員。

5番 炭谷 それでは、読み上げます。

請願第1号、川棚町議会議長 村井達己 様、2023年5月30日、請願者住所 川棚町中組郷1560-1、氏名 東彼民主商工会会長 川原照男、事務局長 朽原明浩、紹介議員 炭谷猛、辻清人。

件名「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」。

請願趣旨、コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比3.4倍（帝国データバンク4月10日）に上っています。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられます。すでに、「インボイスを登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲み物などの自動販売機を設

置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働き掛けが行われています。

国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています。こうした対応は住民の負担増にもつながりかねません。

政府は161万人者がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

いまインボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。以上の趣旨により、以下の請願を行います。

請願事項、1、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出してください。以上であります。

**議**            **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。どうぞ自席のほうへ。

ただいま議題となっております、請願第1号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに、異議ありませんか。

「異議なし」声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(11:16)

**議**            **長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議

を閉じます。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。どうもお疲れ様でした。

( 1 1 : 1 6 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                    村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員                    山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員                    坂 中 信 浩